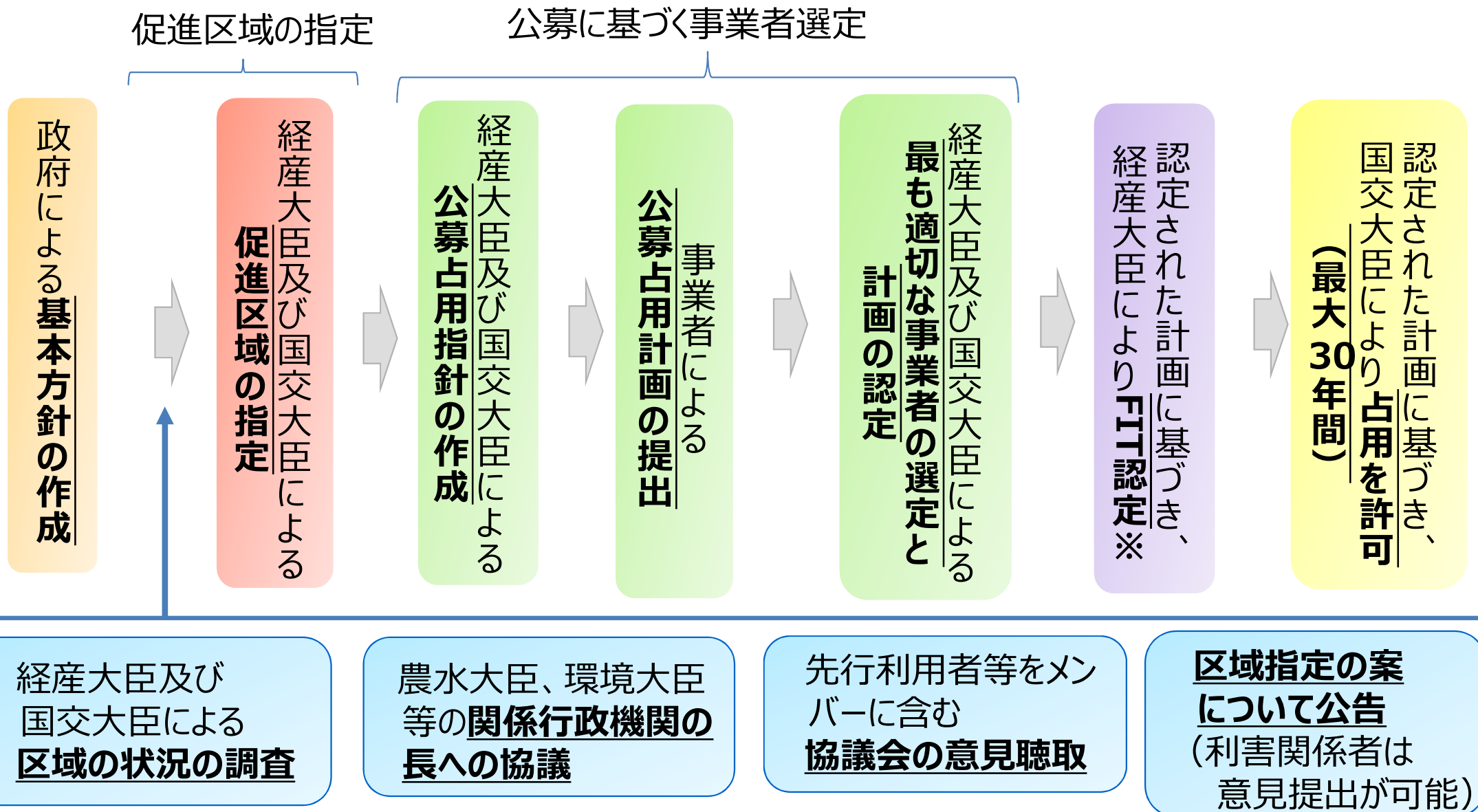


# 洋上風力発電の推進について(報告)

令和元年7月  
国土交通省 港湾局

# 再エネ海域利用法の概要

- 再エネ海域利用法に基づく、具体的な手続きの流れは以下のとおり。



※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

# 促進区域指定の基準

※「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」  
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」 合同会議 中間整理より

- 1. 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること**
- 2. 周辺の航路及び港湾の利用保全等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること**
- 3. 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること**
- 4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること**
- 5. 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること**
- 6. 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと**
- 7. その他促進区域の指定に当たって考慮すべき事項**

# 洋上風力発電設備の基地となる港湾における新たな制度

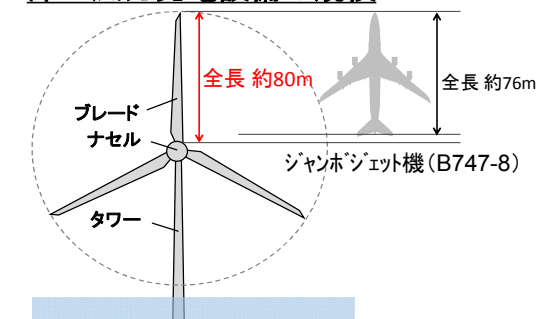
## 背景・必要性

### 洋上風力発電の導入促進に向けた課題

- 一般海域における再生可能エネルギー発電の導入に関するルールが整備されたことに伴い、今後、洋上風力発電の導入の加速化が見込まれる。
- 洋上風力発電のプロジェクト数に比して、洋上風力発電設備の長尺かつ重量の大きな資機材を扱うことが可能な港湾の数は限定的。
- 発電事業者による埠頭の長期的・占用的な利用を担保する必要。



### 洋上風力発電設備の規模



	洋上風力発電 (8MW級)	(参考) ジャンボジェット機
全長	ブレード: 約80m タワー: 約90m	約76m
重量	ナセル: 約390トン タワー: 約410トン	約200トン

※ブレード重量: 約35トン

## 新たな制度の概要

### 洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾の確保

- ・洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾の埠頭について、発電事業者の長期安定的な利用を可能とすることで、発電設備の円滑な設置等を図る。

#### 洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾

- ・高い耐荷重を有する岸壁
- ・長尺資機材の保管・組立が可能な規模の荷さばき地 等

#### 発電事業者への埠頭の長期安定的な利用

- ・対象は、一般海域又は港湾区域における発電事業者
- ・埠頭における複数事業者の利用調整を実施

### 洋上風力発電区域と基地港のイメージ

